

SAPPORO



りょういく てちょう も かた
療育手帳をお持ちの方のための

2024

さっぽろ市 福祉^{ふくし} ガイド



ふくし ねん がつ にち
この福祉ガイドは、2024年11月29日につくられました。

れいわ ねん がつ じてん じょうほう けいさい こんご せいど きこう いちぶ へんこう
令和6年4月時点の情報も掲載しているため、今後、制度や機構などが一部変更
になる場合もありますので、くわしくはかならず担当課にご確認くださいます
ようお願いいたします。

はっこう さっぽろし ほけん ふくしきよく しょう ほけん ふくしづ しょう ふくしか
《発行》札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課

さっぽろし ちゅうおうく きた じょうにし ちようめ
〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 **でんわ** 211-2936 **ファックス** 218-5181

ホームページ <http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/>

3 ページから
相談(そうだん)



7 ページから
福祉(ふくし)



17 ページから
生活(せいかつ)



29 ページから
交通(こうつう)



34 ページから
医療(いりょう)



35 ページから
仕事(しごと)





療育手帳を持っていることで 受けられる制度やサービスがあります。

このガイドは、療育手帳をお持ちの、知的障がいのある方が利用できる制度をかんたんに紹介したものです。このガイドを活用することで、知的障がいのある方と、そのご家族がひつようとするたくさんの制度を利用していただけることを期待しています。

わかりにくいところがありましたら、お気軽に担当課へおたずねください。

※平成28年度から手帳のデザインが変わりました。

わすれ
ないで!

療育手帳の更新手続きについて

療育手帳の「判定の記録」のページにある「次の判定年月」に更新手続きをしてください。更新手続きのしかたは、ガイド2ページの「療育手帳の手続きのしかた」と同じです。
なお、「次の判定年月」が「特に定めない」とあれば更新手続きはひつようありませんが、状況が変わった場合などには再び判定を受けることができます。

判定の記録	合併障害	
	(身体障害 級)	
B-	判定年月日	平成29年5月22日
	判定機関	札幌市児童相談所
判定の記録	合併障害	
	(身体障害 級)	
B	判定年月日	令和4年4月1日
	次の判定年月	特に定めない
	判定機関	札幌市障がい者更生相談所

「判定の記録」のページ見本↑

手帳の中に書かれている 「住所」「氏名」が変わったときは…

すぐに、お住まいの区の保健福祉課まで届け出て
ください(うら表紙に一覧があります)。

たとえば
こんなとき



《札幌市からのお知らせ》～知的障がいがある方のアンケート調査～

札幌市では、知的障がいのある方が地域で安心して生活できるようにするため、知的障がい者見守り事業をおこなっており、年に1回、見守りがひつような知的障がいがある方を確認するためのアンケート調査をおこなっています。

【次のすべてに当てはまる方がアンケート調査の対象となります】

- 4月1日の時点で18歳以上であり、療育手帳を持っている方
- 障がい者交通費助成を受けていない方
- 障がい福祉サービスを受けていない方
- 生活保護を受けていない方
- 介護保険の認定を受けていない方

調査の対象となる方には、9月中旬以降にアンケートをお送りしますので、アンケートが届きましたら、質問に回答し、同封されている返信用封筒でお住まいの区の区役所に送り返してください。

また、障がい者交通費助成や障がい福祉サービスを受けたいとお考えの方は、お住まいの区の区役所にご相談ください。

《このガイドのマークのみかた》

(例) 

療育手帳の区分をあらわしています。

左のマークは療育手帳の「3つの区分」をあらわしています。

○…「この制度やサービスを利用できます」

△…「条件によっては利用できないことがあります」

×…「この区分では利用できません」



療育手帳の「3つの区分」について

療育手帳には、知的障がいの程度によって **A**、**B**、**B-** の「3つの区分」があります。区分によって、受けられる制度やサービスが変わりますので注意しましょう。また、札幌市以外の療育手帳をお持ちの方は、区分のあらわし方がちがう場合がありますので、その手帳を発行した市町村までお問合せください。

◎自分の区分を確認しましょう！

療育手帳の「判定の記録」のページにある区分のうち、「判定年月日」がいちばんあたらしいものが、あなたの区分です。

「判定の記録」のページ見本→

合併障害	
障害の程度(総合判定)	(身体障害 級)
判定の記録	判定年月日 平成29年5月22日
	次の判定年月 令和4年4月
	判定機関 札幌市児童相談所
合併障害	
障害の程度(総合判定)	(身体障害 級)
判定の記録	判定年月日 令和4年4月1日
	次の判定年月 特に定めなし
	判定機関 札幌市障がい者更生相談所



療育手帳の手続きのしかた

① 事前に予約申込みをして、知的障がいの判定機関に行き、判定を受けてください。

18歳未満の方

予約申込み 札幌市児童相談所 **でんわ 622-8630**

中央区北7条西26丁目札幌市児童福祉総合センター内

判定と同時に区への申請手続きができます

判定機関 札幌市児童相談所

② 判定書が直接区に送付されます。

③ 区の担当者から連絡がきたら、顔写真を持ってお住まいの区の保健福祉課で手続きをします。

※顔写真は新規と再交付の時のみ。



お住まいの区の保健福祉課

18歳以上の方

予約申込み お住まいの区の保健福祉課

(うら表紙に一覧があります。)

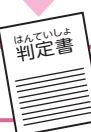
申請手続きと同時に予約申込みをします

判定機関 札幌市障がい者更生相談所

② 判定書が直接区に送付されます。

③ 区の担当者から連絡がきたら、顔写真を持ってお住まいの区の保健福祉課で手続きをします。

※顔写真は新規と再交付の時のみ。



お住まいの区の保健福祉課

【顔写真について】

サイズは、たて4センチ、よこ3センチです。ぼうし・サングラスなどは身につけないで、1年以内に撮影したものを1枚用意してください。

